

個人住民税の定額減税を実施 1人につき1万円を減税

報告第 1 号 専決処分したものにつき承認
を求めることについて
(加西市税条例の一部改正)

概要 地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、4 月 1 日から施行されたことに伴い、加西市税条例の一部を改正する。

- ・令和 6 年能登半島地震による住宅等の資産の損害額を令和 6 年度分の個人住民税において雑損控除の適用対象とする。（令和 6 年 3 月 31 日施行）
- ・令和 6 年度分の個人住民税所得割額から、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族 1 人につき 1 万円を減税（納税義務者の合計所得金額が 1,805 万円以下の場合に限る。）する措置を規定するほか、所要の改正を行う。（令和 6 年 4 月 1 日施行）

質 疑

問 給与所得者の住民税の特別徴収について、6 月分は徴収せず 7 月分からの 11 か月間で徴収することとなった理由は。

答 定額減税が決まってから日数が少なかったため、給与と支払者の事務軽減を図るためです。また、減

税の趣旨として手取りの増加を実感してもらう狙いがあります。

問 定額減税の対象となる合計所得金額 1,805 万円以下の根拠は。

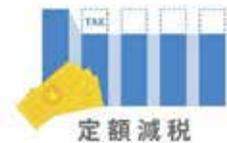
答 定額減税は、デフレ脱却に向け物価高を賃金が上回るまでの一時的な措置として行うものであるため、富裕層は対象外とすべきとの国の判断です。給与収入のみの方で、確定申告が必要となる所得水準である年収 2,000 万円に相当する合計所得金額 1,805 万円を超える方は、定額減税の対象外となります。

討 論

なし

議決結果

全会一致で原案可決



保険証は 12 月 2 日に廃止 マイナ保険証へ一本化

議案第 43 号 兵庫県後期高齢者医療広域連
合規約の一部変更について

概要 健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法の施行に伴い、令和 6 年 12 月 2 日より現行の被保険者証の発行を終了することから、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約を変更するもの。

質 疑

問 後期高齢者の方のマイナンバーカードの登録状況は。

答 加西市の 75 歳以上の方のマイナンバーカード登録状況は、令和 6 年 5 月時点で 6,124 人、75.2%となっています。また、健康保険証としての利用登録は、令和 6 年 4 月時点で 4,924 人、60.25%です。

問 令和 6 年 12 月 2 日までにマイナンバーカードの保険証利用の手続きをしていない方はどうなるのか。

答 令和 6 年 12 月 2 日までに発行された健康保険証は、有効期限までは引き続き使用することができます。しかし、紛失や有効期限が経過した場合等は、マイナンバーカードを健康保険証として使用することとなります。

マイナンバーカードを申請していない方や健康保険証利用の手続きをしていない方は、保険者から資格確認書が発行されます。資格確認書を医療機関に提示することにより、必要な医療を受けることができます。

問 資格確認書の発行申請の要否、有効期限はどのようになるのか。

答 当面の間は交付に当たって申請の必要はなく、保険者から送付されることとなっています。また、有効期限は 5 年以内となっていますが、兵庫県後期高齢者医療広域連合では、現在のところ 1 年間となる見込みです。

討 論

なし

議決結果

全会一致で原案可決

